

令和6年1月29日  
不動産・建設経済局

## 「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進に係る調査検討等業務」を受託する事業者を募集する説明会を開催します

令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されるところ、国土交通省では、建設業の働き方改革の実現に向けて、具体の工事を対象とし、課題解決に向けたアドバイザー派遣、経費負担等を行うモデル事業を実施します。業務を受託する事業者を募集する説明会を開催しますので、以下をご確認の上、お申し込みください。

○本説明会は、働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進に係る調査検討等業務の企画提案に係る説明会です。具体のモデル事業を公募するものではありませんので、ご注意ください。

1. 会議日時 令和6年2月1日（木）13：30～14：30

2. 場 所

対 面：中央合同庁舎3号館4階不動産・建設経済局局議室  
東京都千代田区霞が関2-1-3

・ウェブ会議でも実施いたします。

※使用ソフト：Microsoft Teams

※お申込みいただいた方宛に、ウェブ説明会のリンクをお送りします。

3. 申込み方法

・説明会の参加を希望する方は<所属・氏名（ふりがな）・電話番号・対面/ウェブ参加の別>を明記の上、国土交通省不動産・建設経済局建設業課(hqt-kensetsugyouka★mlit.go.jp)宛てに、1月31日（水）17時までにメールにてご提出ください。

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

4. そ の 他

・説明会資料は、事前に上記3に記載の連絡先に送付を依頼いただいた場合は、1月31日（水）18時までにメールで返信する形でお送りいたします。また、対面で参加される方は説明会当日にも配布いたします。

### 【お問い合わせ先】

不動産・建設経済局

建設市場整備課 堀越

建設業課 仕切、瀬口

代表電話：03-5253-8111(内線：24758) 夜間直通：03-5253-8277